

## 越谷市物品購入等一般競争入札実施試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する物品の購入及び売払い、印刷製本及び製造の請負、委託（設計、調査、測量及び土木施設維持管理に係る業務委託を除く。以下同じ。）並びに物件の賃借等（以下「物品購入等」という。）に係る一般競争入札（以下「物品一般競争入札」という。）の実施試行について、越谷市契約規則（昭和59年規則第39号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (入札方式)

第2条 物品一般競争入札は、郵便による入札とし、入札参加資格審査等を落札候補者決定後にを行う事後審査型とするものとする。

### (対象案件)

第3条 物品一般競争入札の対象とする案件は、市長が適当と認めた物品購入等とする。

### (入札参加者の資格)

第4条 物品一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 越谷市物品購入等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
  - (3) 公告日から落札決定の日までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
  - (4) 公告日から落札決定の日までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
  - (5) 公告日から落札決定の日までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあっては、市長が特に入札に参加させることが適当と認める者であること。
  - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあっては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け、公告日において入札参加資格を有する者であること。
  - (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、越谷市物品購入等入札参加資格に関する要綱（平成12年告示第52号）第13条に規定する越谷市物品購入等業者資格審査会（以下「資格審査会」という。）の議を経て、次に掲げる事項に係る入札参加資格を定めることができるものとする。
- (1) 入札対象物品購入等に対応する業種及び資格者名簿における級別格付区分
  - (2) 資格者名簿に登録されている営業所の所在地
  - (3) 入札対象物品購入等と同種又は類似する物品購入等で一定基準を満たすものの履行実績
  - (4) その他市長が必要と認める事項

(入札公告の方法等)

第5条 令第167条の6第1項の規定による公告（以下「入札公告」という。）は、越谷市役所に掲示し、併せて、越谷市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載して行うものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第6条 設計図書等は、ホームページに掲載して、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の閲覧に供するほか、申出のあった入札参加者に対し、期間を定めて貸与することができるものとする。

2 入札参加者は、設計図書等の内容に関して質疑があるときは、入札公告において指定する質疑期間内に、ファクシミリ又は電子メールにより市長に質問することができる。

3 市長は、前項の規定による質問があったときは、入札公告において指定する回答期間内に、当該質問に対する回答をホームページに掲載し入札参加者の閲覧に供するものとする。

(現場説明会)

第7条 現場説明会は、行わないものとする。

(入札に係る費用の負担)

第8条 入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札)

第9条 入札書の提出をもって参加申し込みとすることから、入札参加者は、入札公告に従い入札書を到達期限までに到達するよう指定の方法により郵送しなければならない。

2 入札参加者は、この要領、入札公告、契約規則、契約約款、設計図書、現場等を熟知のうえ、総価により入札しなければならない。この場合において、入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額に対して入札公告で定める割合により算出した比較のための金額とする。

(入札書の提出方法)

第10条 前条の規定による入札書の郵送にあたっては、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書を封入し、表側に件名、開札日時及び入札参加者名を明示し、封かんした上で郵送用の外封筒により郵送するものとする。

2 前項の郵送用の外封筒は、あて名を入札公告の指定の先とし、表側に「入札書在中」と表示するとともに、入札参加者の住所及び名称（法人にあっては、法人名）を明示するものとする。

3 複数の案件を1つの外封筒に封入し郵送する場合は、内封筒は、必ず1案件ごとに作成し封入するものとし、全ての案件の到達期限前に到達するよう郵送しなければならない。

(入札書の保管等)

第11条 入札書が到達したときは、郵送用の外封筒を開封して入札書を封かんした内封筒を確認し、これを開札日時まで総務部契約課において厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書は、撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(入札書の無効)

第12条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札者の押印のない入札書等による入札

(2) 入札金額を訂正した入札書等による入札

(3) 記載事項（入札金額を除く。）を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書等に

## による入札

- (4) 押印された印影が明らかでない入札書等による入札
- (5) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (6) 記載すべき事項の記入のない入札書等又は記入した事項が明らかでない入札書等による入札
- (7) 2通以上の入札書等を提出した者がした入札
- (8) 指定された方法以外により提出された入札
- (9) 到達期限後に指定場所に到達した入札
- (10) 入札書等が不備である者がした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反し、又は不正な行為があった入札

2 前項の規定により無効とされた入札書は、返却しないものとする。

## (開札への立会い)

第13条 入札参加者のうち希望する者があるときは、開札に立ち会うことができる。

2 開札の立会いを希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない職員が開札に立ち会うこととする。

## (開札)

第14条 開札は、入札公告において指定する日時及び場所において執行するものとする。

## (落札決定の保留)

第15条 市長は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者）を落札候補者とし、開札の執行から第17条第2項の規定により落札を決定できるまでの間、落札の決定を保留するものとする。

2 前項の規定により、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者（以下「同一価格者」という。）に出席を求め、抽選により落札候補者を決定するものとする。ただし、同一価格者全員が、現に立会いを行っている場合は、その場でくじを引くこととする。

3 前項の場合において、同一価格者が出席をしないとき又は出席をしてもくじを引かないとときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## (入札参加資格審査書類の提出等)

第16条 市長は、開札の執行後、速やかに落札候補者に対して入札参加資格の審査を行うために必要な書類（以下「資格審査書類」という。）の提出を求めるものとする。

2 前項の規定による求めを受けた落札候補者は、当該求めを受けた日の翌日（当該通知を受けた日の翌日が土曜日若しくは日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日」という。）にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までに資格審査書類を提出しなければならない。ただし、資格審査書類の提出日について、入札公告に別に定めがある場合又は市長が別に定めている場合については、当該別に定められた提出日を資格審査書類の提出期限とする。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限までに資格審査書類を提出しないとき、又は入札参加資格審査に係る市長の求めに応じないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

この場合において、市長は、当該落札候補者以外の者で前条の規定により落札候補者となるべきものを新たに落札候補者とし、資格審査書類の提出を求めるものとする。

(入札参加資格審査等)

第17条 市長は、前条の規定により落札候補者から資格審査書類が提出されたときは、当該提出された日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に、当該資格審査書類により落札候補者の入札参加資格を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認めるときは、当該落札候補者を落札者として落札を決定するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該落札候補者のした入札を無効とするものとする。この場合において、市長は、当該落札候補者以外の者で第15条の規定により落札候補者となるべきものを新たに落札候補者とし、落札を決定できるまで前条及びこの条の規定による入札参加資格審査等の手続きを行うものとする。

(入札の延期等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、入札の延期及び中止並びに取消しをすることができる。

(入札結果の公表)

第19条 市長は、落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に口頭又は書面により連絡するとともに、入札結果を、総務部契約課窓口及び越谷市ホームページにおいて閲覧に供するものとする。

(異議の申し立て)

第20条 入札参加者は、この要領、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書が到達期限までに到達しなかった場合についても同様とする。

(苦情処理)

第21条 入札を執行するにあたり、当該入札の過程に関する苦情があったときは、資格審査会において中立公正に処理するものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。